

2010年 3 月



アジア開発銀行

ASIAN DEVELOPMENT BANK

2014年10月15日満期8.02%ブラジル・リアル建円貨決済債券

販 売 説 明 書

— 売 出 人 —

楽天証券株式会社

---

この販売説明書は、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したものではなく、日本国の投資家の便宜のために、当該投資家の投資判断に必要と思われる範囲で、関連情報を翻訳または記載したものです。

本債券への投資に関して検討すべき一定の要因については、  
「本債券についてのリスク要因」をご参照ください。

- 本販売説明書は、売出人である楽天証券株式会社（以下「売出人」といいます。）により日本の投資家の便宜のために作成されたものであり、アジア開発銀行（以下「アジア開発銀行」、「アジア開銀」または「発行者」といいます。）によって作成ないし承認されたものではありません。本債券のお申込みにあたっては、本販売説明書を必ずご覧のうえ、お申込みください。アジア開発銀行は、本販売説明書に記載された本債券の販売に関し、これに関与しておらず、また助力も行っておりません。
- アジア開発銀行 2014 年 10 月 15 日満期 8.02%ブラジル・リアル建円貨決済債券（以下「本債券」といいます。）の元利金はブラジル・リアルで表示されるが、その支払いは、関連する為替決定時の一定の相場に基づき換算された日本円で行われますので、支払われる日本円金額は外国為替相場の変動により影響を受けます。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。本債券の要項に従い、元利金の支払いが日本円に代えて米ドルにて支払われる場合があります（後記「本債券の要項、6. 支払、（f）各債券の通貨の利用不能」をご参照下さい。）。
- 本債券を購入する場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて売出人が決定した為替レートによるものとします。
- 本債券の利息および償還金の支払は発行者の義務となっております。したがって、発行者の経営・財務状況の悪化等により発行者が本債券の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。
- 外国為替相場の変動に加えて、償還前の本債券の価格は、金利の変動、発行者の経営・財務状況の実際のまたは予測された変化および発行者に関する外部評価の実際のまたは予測された変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。
- 本債券については、流通性や市場性が限られる場合があります、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- 将来において、税制が変更される可能性があります。
- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。
- お買い求めいただいた本債券の価格情報および格付の状況等につきましては、売出人にお問い合わせください。

売出人

商号等：楽天証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 195 号

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

## 目 次

	頁
本債券についてのリスク要因 .....	1
売 出 要 項 .....	3
本 債 券 の 要 項 .....	4
租 税 .....	12
そ の 他 .....	13
上 場 .....	13
発 行 者 の 概 要 .....	14

アジア開発銀行の財政状態およびその他の情報を記載した最新のアジア開発銀行のインフォメーション・ステイトメント（2009年4月13日付）（英文）を、アジア開発銀行の駐日代表事務所（〒100-6008 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号霞ヶ関ビルディング8階）および <http://www.adb.org/Bond-Investors/investor.asp> において、閲覧することができます。

インフォメーション・ステイトメントは、アジア開発銀行とその財務状況について記載している。2009年12月31日に終了した年度に関するインフォメーション・ステイトメントは、2010年4月下旬に公開される予定です。

アジア開発銀行のホームページのアドレスは <http://www.adb.org> です。日本語による若干の情報を、<http://www.adb.org/JRO/default-jp.asp> のアドレスにおいてご覧いただけます。ただし、本債券のお申込みの決定にあたっては、これらのウェブサイトの情報には依拠せず、必ず本販売説明書を読み、本販売説明書に依拠する必要があります。

発行者の概要については、本書の14頁以下をご覧ください。

---

本書は、本債券の売付けの申込または購入の申込の勧誘が違法である法域内にある者に対する申込または勧誘となるものではない。

本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。以下「証券法」という。）に基づく登録はなされておらず、合衆国およびその属領において、または米国人に対して、直接または間接に、募集、売付けおよび交付をなすことができない。本段落において使用される用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて規定されている意味を有する。

## 本債券についてのリスク要因

本債券への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本債券へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因およびその他のリスク要因を検討すべきである。ただし、以下の記載は本債券に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

### 為替変動リスク

本債券はブラジル・リアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・リアルで表示されるが、その支払いは、関連する為替決定日の一定の相場に基づき換算された日本円によって行われるため、支払われる日本円金額は外国為替相場の変動により影響を受ける可能性がある。ブラジル・リアルは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、日本円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨の場合と比べ、より大きく変動する可能性がある。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがある。また、利払い時の為替レートが取得時よりも円高に振れた場合には、利息金額が期待よりも下回る可能性がある。

### 金 利

本債券については、利息額がブラジル・リアルで表示される。したがって、償還前の各本債券の価値は、ブラジル・リアルの金利の変動の影響を受ける。

一般的に本債券の価値は、ブラジル・リアルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

### 発行者の信用格付、財務状況および業績

発行者のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「プログラム」という。）または発行者について付される信用格付、発行者の経営・財務状況もしくは業績が実際に変化した場合またはその変化が予想される場合、本債券の市場価値に影響を及ぼすことがある。

### 信用リスク

本債券の償還の確実性は、発行者の信用力に依拠する。プログラムまたは発行者について付される信用格付は発行者の債務支払能力を示す。発行者の信用状況が損なわれた場合、本債券を購入した投資家に損失が生じる可能性がある。

### カントリーリスク

ブラジル連邦共和国において政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等が生じた場合、投資家は、本債券を償還前に売却すること、または、ブラジル・リアルを日本円に交換することが制限される、あるいは出来なくなる可能性がある。

### 流通性および市場性

本債券については、流通性や市場性が限られる場合があり、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

## 税 金

将来において、本債券についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本債券の取引価値の変動が、一部または全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本債券の購入を検討している投資家は、個々の状況を鑑みて本債券への投資に伴うリスクを慎重に考慮し、本債券への投資が適切であるかを十分に検討、理解したうえで、投資判断を下すべきである。

# ア ジ ア 開 発 銀 行

2014年10月15日満期 8.02% ブラジル・リアル建円貨決済債券

## 売 出 要 項

売出人

名 称	住 所
楽 天 証 券 株 式 会 社	東京都品川区東品川四丁目 12 番 3 号品川シーサイド楽天タワー

売出債券の名称	アジア開発銀行 2014 年 10 月 15 日満期 8.02% ブラジル・リアル建円貨決済債券 (以下「本債券」という。)(注 1)		
記名・無記名の別	無 記 名 式	売出券面総額	450 万ブラジル・リアル(注 2)
各債券の金額	10,000 ブラジル・リアル (注 3)	売 出 価 格	額面金額の 100.00%
売出価格の総額	450 万ブラジル・リアル (注 2)	利 率	年 8.02%(注 4)
償 還 期 限	2014 年 10 月 15 日	申 込 期 間	2010 年 3 月 15 日から 2010 年 4 月 12 日まで
受 渡 期 日	2010 年 4 月 15 日	申 込 単 位	10,000 ブラジル・リアルの 整数倍(注 3)
申 込 証 拠 金	な し		
申 込 取 扱 場 所	売出人の本店および日本における各支店(注 5)		

(注 1) 本債券は、発行者のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき 2010 年 4 月 14 日に発行され、HSBC Bank plc を引受人とする。プログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクより Aaa、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスより AAA、およびフィッチレーティングスリミテッドより AAA の格付が付与されている。

本債券は、日本または外国のいかなる金融商品取引所にも上場される予定はない。

(注 2) 本債券のユーロ市場における発行額面総額は売出券面総額と同額である。ただし、本債券の発行額面総額、売出券面総額および売出価格の総額は、2010 年 4 月 7 日までに 2,000 万ブラジル・リアルを上限として増額される可能性がある。最終的な本債券の発行額面総額、売出券面総額および売出価格の総額については、2010 年 4 月 8 日以降に売出人にお問い合わせください。

(注 3) 日本における本債券の売出しにより本債券を購入する投資家は、各本債券につき、10,000 ブラジル・リアルに相当する日本円金額を売出人に対して払込むものとする。

(注 4) 利息額は日本円で支払われる。実際に支払われる利息額については、後記「本債券の要項、4. 利息」を参照のこと。

(注 5) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。

売出人に開設された外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の券面の交付は行わない。なお、本債券の券面に関する事項については、後記「本債券の要項、1. 様式、券種および所有権」を参照のこと。また、確定債券は、一定の限られた場合を除き発行されない。

## 本債券の要項

以下は、アジア開発銀行（以下「アジア開銀」という。）グローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「プログラム」という。）に基づきアジア開銀が発行する債券の要項からの本債券に関する規定の抜粋である。

本要約は、債券の要項の全体を包含するものではない。債券の要項の全文についてはプログラムに関して発行され、プライシング・サプLEMENTにより改訂され補足された、2005年7月20日付アジア開銀目論見書（以下「目論見書」という。）を参照のこと。目論見書（英文）はインターネットのウェブサイト（[http://www.adb.org/Documents/Reports/Global\\_Medium-Term\\_Note/gmtn.pdf](http://www.adb.org/Documents/Reports/Global_Medium-Term_Note/gmtn.pdf)）にて閲覧できる。本要約において使用されるが定義されていない用語は目論見書において与えられている意味を有する。

本債券は、アジア開銀、グローバル代理人であるシティバンク・エヌ・エイ（以下「グローバル代理人」という。）および支払代理人兼名義書換代理人である BGL BNP パリバ（以前は「バンク・ジェネラル・ド・ルクセンブルク・エヌ・エイ」、「フォーティス・バンク・ルクセンブルク・エヌ・エイ」、そして「BGL ソシエテ・アノニム」として知られていた。）（以下「支払代理人」という。）の間の 2004 年 5 月 17 日付のグローバル代理契約（随時行われる修正または追補を含め、以下「グローバル代理契約」という。）に基づき発行される。

本債券は、いかなる政府の債務でもない。

### 1. 様式、券種および所有権

本債券は、無記名式大券（以下「大券」という。）の形式で利札を付さずに 2010 年 4 月 14 日（以下「発行日」という。）に発行され、大券の条項に規定された限られた場合にのみ確定券面形式の本債券と交換される。

確定券面形式の本債券は、利札（以下「利札」という。）付きの無記名式で、額面金額は 10,000 ブラジル・リアルとし、連続した債券番号を付した形式となる。

本債券の所有権は、交付により移転する。

本債券または利札の所持人は、支払の受領およびその他すべての点で、（当該本債券または利札の支払期日が到来しているか否かを問わず、また、それらの券面上の所有権、信託もしくは持分の表示もしくはそれらの券面上に記載または当該本債券もしくは利札の以前の紛失もしくは盗失の通知にかかわらず）当該本債券または（場合により）利札の絶対的な所有者とみなされ、またそのように取扱うことができる。かかる所持人に対してなされた本債券または利札に関する一切の支払は、支払われた金額の範囲で、当該本債券または利札に関するアジア開銀の債務の有効な弁済とみなされる。

### 2. 地 位

本債券は、アジア開銀の直接かつ無担保の債務であり、本債券相互の間で優先または劣後することなく、アジア開銀の他の一切の無担保かつ非劣後の債務と同順位である。

### 3. 担保設定制限

本債券に未償還額があり、かつ、その支払が行われていないか、またはその支払の提供が適正に行われていない限り、アジア開銀は、アジア開銀が従前または今後借入れのために発行し、引受けまたは保証した債券、ボンドその他の債務証書の担保として、自己の財産上に抵当権、質権またはその他の先取特権もしくは担保権（アジア開銀が購入した財産の購入代金の全部または一部の担保として当該財産上に設定される抵当権および

質権または先取特権を除く。)を設定せず、またその設定を認めないものとする。ただし、本債券が、かかるその他の債券、ボンドまたは債務証券と同一の順位および比率をもって、かかる抵当権、質権またはその他の先取特権もしくは担保権により担保される場合は、この限りでない。

#### 4. 利 息

各本債券には、その未償還の額面金額に対して、年 8.02%の利率により 2010 年 4 月 15 日(同日を含む。)から償還期限(第 5 項(a)に定義する。)または第 8 項に基づき償還期限に先立って償還もしくは買入消却される日(同日を含まない。)まで利息が付され、かかる利息は毎年 4 月 15 日および 10 月 15 日(以下、それぞれを「利払日」という。)に 6 か月分を後払するものとし、その金額は各本債券につき 401.00 ブラジル・リアルとする。

各利息期間についての利息は日本円により支払われる。かかる日本円金額は、関連する為替決定日において以下の算式に従って計算代理人により決定される。

$$401.00 \text{ ブラジル・リアル} \times \text{参照レート} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

「参照レート」とは、為替決定日に関して、各為替決定日の午後 6 時頃(サンパウロ時間)の PTAX レートの ASK サイドの数値の逆数(かかる逆数は、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位まで求める。)を意味する。

PTAX レートが、関連する為替決定日に利用できない場合、参照レートは、米ドル/円 BID レート(以下に定義する。)を BRL12(以下に定義する。)で除し、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位まで求めることにより、計算される。

PTAX レート、BRL12 および/または米ドル/円 BID レートが、関連する為替決定日に利用できない場合、参照レートは、かかる為替決定日において、計算代理人により、関連する市場慣行を考慮に入れ、誠実かつ商業的に相当な方法で決定される。

「計算代理人」とは、HSBC Bank plc を意味する。

「PTAX レート」とは、為替決定日に関して、ブラジル中央銀行が、SISBACEN データシステム上に記録し、取引コード PTAX-800(“Consultas de Cambio”または“Exchange Rate Enquiry”)の“Option 5”、“Venda”(“Contacões para Contrabilidade”または“Rates for Accounting Purposes”)としてブルームバーグページの「BZFXJPY index」または円/ブラジル・リアルの参照為替レートを表示するためかかるページを代替するその他ページもしくはサービスに表示される、1 円あたりのブラジル・リアルの数値で表示される円/ブラジル・リアルのコマーシャル・レートを意味する。

特定の日における「米ドル/円 BID レート」とは、為替決定日の午後 4 時頃(ニューヨーク時間)にロイター・ページ「JPNW」(またはその代替もしくは継承ページ)上に公表される 1 米ドル当たりの日本円の数値として表示される米ドル/円為替レートの BID サイドの数値を意味する。

関連する為替決定日の「BRL12」とは、「ISDA1998FX および通貨オプション定義集(2007 年 1 月 12 日付で改正)」に規定される外国為替スポット・レートを意味する。これは、EMTA ブラジル・リアル産業調査方法論(以下に定義される。)に従って EMTA(または EMTA がその単独の裁量で選定するサービス・プロバイダー)により計算され、かかる為替決定日の午後 3 時 45 分頃(サンパウロ時間)またはその後可及的速やかに EMTA のウェブサイト(www.emta.org)において公表される、アメリカ合衆国の法定通貨に係る米ドル/リアルの特定レートであり、1 米ドル当たりのブラジル・リアルの数値として表示される。



「EMTA ブラジル・リアル産業調査方法論」とは、BRL12 を決定するためにブラジル・リアル/米ドル直物為替市場の活発な参加者であるブラジルの金融機関の集中化された産業界全般の調査のための 2004 年 3 月 1 日付の方法論（その後の修正を含む。）を意味する。

「為替決定日」とは、利払日、償還期限または後記第 8 項に従って本債券が期限の利益を喪失し償還される日の 5 営業日前とする。

各利払日から翌利払日までの期間（初回の利息期間の場合は、本債券の発行日から初回の利払日までの期間）と異なる期間に関する利息は、1 か月を 30 日とする 12 か月からなる 1 年 360 日の割合で計算されるものとする（ただし、(i) その計算期間の最終日が月の 31 日目に当たるが、初日が 30 日または 31 日以外の日である場合、かかる最終日を含む月を 1 か月 30 日の月に短縮されるものとみなすことはない。また(ii) その計算期間の最終日が 2 月の最終日に当たる場合、2 月を 1 か月 30 日の月に延長されるものとみなすことはない。）。「計算期間」とは、あらゆる期間に関する本債券の利息額の計算に関して、かかる期間の初日（同日を含む。）からかかる期間の最終日（同日を含まない。）までの期間を意味する。

各本債券には、償還期日以降利息を付さない。ただし、正当に呈示がなされたにもかかわらず元金の支払が不当に留保または拒絶された場合は、この限りでない。この場合、(i) 当該元金または利息の実際の支払日、または(ii) 選任された支払代理人が当該元金または利息の支払を受領してから 14 暦日目の日、のうちいずれか早く到来する日（同日を含まない。）までは、本第 4 項に定める利率および方法により利息が付されるものとする。

## 5. 償還、買入れおよび消却

### (a) 最終償還

各本債券は、期限前に本第 5 項に定めるとおり償還または買入消却されない限り、2014 年 10 月 15 日（以下「償還期限」という。）に、その額面金額で全額が償還される。

各本債券についての償還額は日本円により支払われる。かかる日本円金額は、以下の算式に従って償還期限に関連する為替決定日に計算代理人により決定される。（ただし、上記第 4 項の規定に従う。）

$$\text{額面金額 } 10,000 \text{ ブラジル・リアル} \times \text{償還期限に関連する為替決定日の参照レート} \\ \text{(1 円未満四捨五入)}$$

### (b) 買 入 れ

アジア開銀は、公開市場またはその他において、随時いかなる価格でも本債券を買入れまたはその他の方法で取得することができる。ただし、当該本債券に関する期限未到来の利札全部とともに買入れまたは取得される場合に限る。

### (c) 消 却

アジア開銀は、買入れまたは取得した本債券を保有し、取引することができる。かかる本債券は、アジア開銀の裁量により、消却のためにこれを引渡すこともできる。消却のために引渡された本債券を再発行または転売してはならず、当該本債券に係るアジア開銀の債務は免責される。

## 6. 支 払

(a) (i) 大券により表章される本債券の元金および利息の支払は、以下の規定に従い、(一切の元金の支払

の場合および後記第 6 項(d)(ii)に定める利息の場合は当該大券の呈示または(場合により)引渡しと引換えに、また(利息(後記第 6 項(d)(ii)に定める場合を除く。))の場合は利札の呈示または(場合により)引渡しと引換えに、日本円により、米国外の支払代理人の所定の事務所において、東京所在の銀行を支払場所とする日本円建の小切手または(当該所持人の選択により)支払受領者が東京所在の銀行に有する日本円建口座への振込み、および当該大券に規定されたその他の方法により行われるものとする。当該大券の呈示または引渡しと引換えに行われた支払に関する記録は、当該支払代理人により、元金の支払と利息の支払とを区別して、当該大券上に行われるものとし、かかる記録は、当該支払が行われたことの一応の証拠となるものとする。

(ii) 確定券面形式の本債券の元金および利息の支払は、以下の規定に従い、(一切の元金の支払の場合および後記第 6 項(d)(ii)に定める利息の場合は当該本債券の呈示および引渡しと引換えに、また(利息(後記第 6 項(d)(ii)に定める場合を除く。))の場合は利札の呈示および引渡しと引換えに、日本円にて、米国外の支払代理人の所定の事務所において、東京所在の銀行を支払場所とする日本円建の小切手または(当該所持人の選択により)支払受領者が東京所在の銀行に有する日本円建口座への振込みにより行われるものとする。

(b) 法令に従った支払

すべての支払は、適用のある法令に従って行われる。かかる支払に関して、所持人に対し手数料または費用は請求されない。

(c) 代理人の選任

アジア開銀により当初選任されるグローバル代理人および支払代理人ならびにそれぞれの所定の事務所は、以下のとおりである。アジア開銀は、グローバル代理人およびその他の支払代理人の選任を随時変更または終了し、それに代わるグローバル代理人および/またはそれ以外のもしくはその他の支払代理人を選任する権利を有する。ただし、アジア開銀は以下の代理人を常置するものとする。

(i) グローバル代理人

(ii) ヨーロッパの都市に所定の事務所を有する支払代理人

(iii) (欧州連合経済相蔵相理事会(ECOFIN)の 2000 年 11 月 26 日および 27 日の会合における決定を実施するための)貯蓄に対する課税に関する欧州連合の指針またはその指針を実施もしくは遵守するための法律もしくはその指針に適合させるために制定された法律に従って税金の源泉徴収または控除を行う義務を負わない欧州連合の加盟国に所定の事務所を有する支払代理人

グローバル代理人: シティバンク・エヌ・エイ  
アイルランド  
ダブリン 1、ノースウォール・クウェイ 1

支払代理人: BGL BNP パリバ  
L-2951 ルクセンブルク  
J.F. ケネディ・アベニュー50 番地

かかる代理人の変更または所定の事務所の変更は、第 12 項に従って、本債券の所持人に対して速やかに通知されるものとする。

(d) 支払期日未到来の利札

- (i) 確定券面の形式で発行された本債券を支払のために引渡す場合には、支払期日未到来の利札(もしあれば)の全部をこれに付すものとする。かかる利札に欠缺がある場合には、欠缺利札の金額(一部支払の場合には、実際に支払われた元金が支払われるべき元金の総額に占める割合に応じた当該支払期日未到来の欠缺利札の金額)が支払われるべき額面金額から差引かれるものとする。元金から差引かれた金額は、上記の方法により、当該元金の支払に係る関連日(第7項に定義する。)から10年間、当該欠缺利札の引渡しと引換えに支払われるものとする(当該利札が第7項に従い無効となっているか否かを問わない。)
- (ii) 本債券の償還期日が利払日でない場合には、直前の利払日または(場合により)本債券の発行日以降に生じた利息は、当該本債券の呈示(および(適用ある場合は)引渡し)と引換えにのみ支払われるものとする。

(e) 非営業日

本債券の元金または利息に関するいずれかの支払期日が営業日でない場合には、本債券または利札の所持人は翌営業日までかかる元金または利息の支払を受領する権利はなく、また、かかる支払の遅延について利息その他の支払を受領する権利はない。本書において、「営業日」とは、ロンドン、東京、ニューヨークおよびサンパウロにおいて商業銀行および外国為替市場が決済支払を行い、かつ通常の業務(外国為替取引および外貨建預金の取扱を含む。)のために営業を行っており、かつ本債券の提示場所において銀行が営業している日(土曜日または日曜日を除く。)をいう。

(f) 各債券の通貨の利用不能

本債券の元金または利息が日本円で支払われ、支払の時点において日本円が当該通貨発行国の政府において使用されておらず、または当該国の公共機関もしくは国際銀行間において取引決済のために使用されていない場合、またはその他アジア開銀の制御できない状況のためにアジア開銀が日本円を利用できないと予想される場合、アジア開銀は、本債券のプライシング・サプルメントに定義する支払日現在の市場為替レート(または、市場為替レートがかかる支払日に入手できない場合、實際上可能な直近日現在の市場為替レート)を基準として米ドルでかかる支払をなすことにより、本債券の所持人に対する支払義務を満たすことができる。かかる状況において日本円での支払義務があるものについてアジア開銀が行った米ドルによる支払は、有効な支払であり、本債券に関する債務不履行とはならない。

## 7. 時効

本債券および利札に係る支払に関するアジア開銀に対する請求権は、適用ある関連日から(元金の場合は)10年以内または(利息の場合は)5年以内に行使されなければ時効により無効となる。本要項において、本債券および利札に係る「関連日」とは、当該支払に関する最初の支払期日をいう。

本要項において、(i)「元金」は第5項(またはその修正もしくは追補)に従って支払われるべき元金の性質を有する一切の金銭を含むものとみなされ、(ii)「利息」は第4項(またはその修正もしくは追補)に従って支払われるべき一切の金銭を含むものとみなされる。

## 8. 債務不履行事由

アジア開銀が、アジア開銀により発行され、引受けられもしくは保証されたボンド(本債券を含む。)、債券もしくは類似の債務の元金もしくは利息の支払を怠るか、またはかかるボンド、債券もしくは債務のための買

入基金もしくは減債基金に関する約束の履行を怠り、かつ、かかる懈怠が 90 日間継続した場合には、その後かかる懈怠の継続期間中いつでも、本債券の所持人は、当該所持人の保有する本債券の全部の元金および経過利息が期限の利益を喪失し支払われるべきことを宣言する旨の書面による通知(かかる通知には当該本債券の額面金額の総額を記載するものとする。)を、グローバル代理人の所定の事務所において、アジア開銀に交付し、または第三者によりアジア開銀に交付させることができる。かかる書面による通知の写しは、アジア開銀に対し、その本店に宛てて郵送され、またはその本店において交付されるものとする。かかる通知がアジア開銀に対しそのように交付された後 30 日目に、(それより前にかかる懈怠のすべてが治癒されない限り)当該本債券の元金および経過利息は期限の利益を喪失し、日本円により償還されるものとする。アジア開銀が償還期日に本債券の償還をすることができない場合には、利息の発生は停止せず、本債券の実際の償還まで(ただし、償還に必要な資金がグローバル代理人に提供されてから 15 日を超えない。)発生し続けるものとする。

本項の規定に基づき本債券が償還される場合、各本債券についての償還額は日本円により支払われる。かかる日本円金額は、以下の算式に従って関連する為替決定日に計算代理人により決定される。(ただし、上記第 4 項の規定に従う。) この場合、為替決定日はかかる償還日の 5 営業日前とみなすものとする。

額面金額 10,000 ブラジル・リアル × 為替決定日の参照レート  
(1 円未満四捨五入)

## 9. 修正

アジア開銀およびグローバル代理人は、(i)本債券もしくは利札の所持人の利益に重要な影響を与えるものではないとアジア開銀およびグローバル代理人が合理的に判断する場合、(ii)形式的、軽微もしくは技術的な性質を有する場合、または(iii)明白な誤りの訂正を目的とする場合には、本債券または利札の所持人の同意を得ることなく、本要項またはグローバル代理契約の規定の修正に合意することができる。

## 10. 本債券および利札の代り券の発行

本債券または利札が紛失、盗失、汚損、毀損または破損された場合には、適用ある法令および関係する金融商品取引所および決済システムの規則に従い、請求者が当該代替に関して要した手数料および費用を支払ったときに、証拠、担保および補償に関する条件(補償に関する条件として、とりわけ、紛失、盗失または破損したと主張された本債券または利札がその後に支払のためまたは(場合により)他の利札との交換のために呈示された場合には、当該本債券、利札または他の利札に関してアジア開銀により支払われるべき金額を、アジア開銀から請求があったときに支払うべき旨が定められることがある。)ならびにアジア開銀が要求するその他の条件に従い、ルクセンブルクに所在する支払代理人またはアジア開銀がかかる目的で随時選任し本債券の所持人に対して通知するその他の支払代理人の所定の事務所において代り券を発行することができる。汚損または毀損された本債券または利札は、代り券が発行される前に引渡されなければならない。

## 11. 追加発行

アジア開銀は、本債券の所持人の同意を得ることなく、未償還の本債券の要項とすべての点で同じ要項を有する債券を随時追加的に成立させ発行することができ、そのように追加発行された債券を当該未償還の本債券と統合させて、単一のシリーズとすることができる。本要項において、「本債券」には、文脈上別段に解される場合を除き、本項に従って発行され、本債券と同一のシリーズの追加のトランシェを構成するその他の債券

を含むものとする。

## 12. 通 知

本債券の所持人に対する通知は、ロンドンにおいて一般に刊行されている日刊新聞紙(フィナンシャル・タイムズが予定されている。)に公告された場合に、有効となる。かかる公告が実務上不可能な場合には、かかる通知は、ヨーロッパにおいて一般に刊行されているその他の主要な英語の日刊新聞紙に公告された場合に、有効となる。かかる通知は、当該公告の日になされたものとみなされ、2 以上の異なる日に公告された場合には、上記のとおり公告が行われた最初の日になされたものとみなされる。

本債券の確定券面が発行されるまでは、大券の全体がユーロクリア・システムのオペレーターとしてのユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィー(「ユーロクリア」)およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(「クリアストリーム・ルクセンブルク」)によって保有者のために保有されている限り、当該通知をユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して(これらの者が本債券の所持人に伝達するために)交付することにより、上記の新聞公告に代えることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日から 3 日後に、本債券の所持人に対して有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、本項に従い本債券の所持人に対してなされたすべての通知の内容について、あらゆる目的のためにこれを了知したものとみなされる。

本債券の所持人が行う通知は、書面により、当該本債券とともにグローバル代理人に預託する方法で行われるものとする。当該本債券が大券により表章されている限り、かかる通知は、本債券の所持人からグローバル代理人に対して、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルクを通じて、グローバル代理人ならびにユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法により、これを行うことができる。

## 13. 準拠法および裁判管轄

### (a) 準 拠 法

本債券および利札は、英国法に準拠し、英国法に従い解釈される。

### (b) 裁判管轄

本債券もしくは利札から生じたかまたはこれらに関連する英国の裁判所における訴訟または手続(以下「法的手続」と総称する。)に関して、アジア開銀は、英国の裁判所の非専属的な裁判管轄に服することに取消不能の形で同意し、かつ、法的手続の裁判地を英国の裁判所に指定することを理由とする一切の異議の申立権および法的手続が不便な裁判地において提起されたと主張する権利を取消不能の形で放棄する。アジア開銀は、さらに、英国の裁判所での法的手続における判決が最終的なものであり、アジア開銀に対し拘束力を有することに取消不能の形で合意する。ただし、アジア開銀を設立する協定(以下「協定」という。)第 50 条第 2 項に基づき、アジア開銀の加盟国、その機関もしくは下部機関または加盟国、その機関もしくは下部機関を直接もしくは間接に代理し、もしくはそれらの請求権を承継した団体もしくは個人は、アジア開銀に対し訴えを提起してはならない。また、協定第 50 条第 3 項に基づき、アジア開銀の財産および資産は、アジア開銀に対する裁判の確定前は、所在地および占有者のいかなを問わず、あらゆる形式の押収、差押えまたは強制執行を免除される。

(c) 訴状受領代理人

アジア開銀は、EC4Y 1HS ロンドン市フリート・ストリート 65 番地所在のフレッシュフィールズ・ブルックハウス・デリンジャーを、アジア開銀に代って英国における法的手続に関する訴状を受領する代理人として、取消不能の形で任命する。当該訴状受領代理人が何らかの理由によりその職務を行うことができなくなった場合、またはロンドンに住所を有しなくなった場合には、アジア開銀は、これに代わる訴状受領代理人を任命することに取消不能の形で合意し、第 12 項に従って直ちに本債券の所持人に対して当該任命を通知する。本項の規定は、法律上許されるいかなる方法によって訴状を送達する権利をも妨げるものではない。

## 租 税

### 課税上の地位

本債券は、一般的に租税を免除されるものではない。

アジア開銀の協定に基づき、いかなるその加盟国も、本債券（その利息を含む。）に関する次のような租税、すなわち（i）本債券がアジア開銀により発行されたということのみを理由として本債券が異なる租税上の取扱いをうけるような租税、または（ii）かかる租税の管轄の根拠が、単に、本債券がアジア開銀によって発行され、アジア開銀によって支払われるべきもしくは支払われた場所もしくは通貨、またはアジア開銀によって維持された事務所または営業所の所在地のみを理由とする租税を課すことはできない。さらに、アジア開銀は協定に基づき、本債券に関してアジア開銀加盟国が課する公租公課の支払、源泉徴収または徴収を行う義務を免除されている。したがって、本債券に関する支払は、アジア開銀からグローバル代理人に対して、かかる公租公課の源泉徴収を行うことなくなされる。

### 日本国の租税

本債券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

本債券の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ、支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、租税法に定義される公共法人等および指定金融機関を除いて 20%（15%の国税と 5%の地方税）の源泉所得税が課される（源泉所得税額は、その利子につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。）。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉所得税額を、一定の制限のもとで、法人税および地方税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合は、雑所得として取扱われ、総合課税の対象となる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

## そ の 他

### 取 得 格 付

本債券は、発行者のプログラムに基づき発行される。発行者はプログラムに関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクから Aaa の格付を、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスから AAA の格付を、またフィッチレーティングスリミテッドから AAA の格付を取得している。

### 売出しの届出

発行者は、日本国金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)に基づき、本債券の売出しの届出の義務を免除されている。したがって、本債券に関し金融商品取引法に基づいた証券情報および発行者情報の開示は行われていない。

## 上 場

本債券は、日本または外国のいかなる金融商品取引所にも上場される予定はない。



## 発行者の概要

(別段の記載がない限り、2008年12月31日現在の情報である。)

アジア開発銀行は、1966年に設立された国際機関であり、67の加盟国によって所有されている。アジア開発銀行の主要な使命は、包括的な経済成長、環境上持続可能である成長および地域統合を通じてアジア太平洋地域の貧困を削減することである。アジア開発銀行はこの使命を、開発途上の加盟国に貸付、技術援助、無償資金、保証および出資等の様々な形の財政支援を行うことにより追求している。

アジア開発銀行は、経済開発のための資金を、国際資本市場から開発途上にある加盟国に移動させる金融仲介機関として行為することを主たる目的として設立された。国際資本市場から開発途上にある加盟国に融資のための資金を仲介するアジア開発銀行の能力は、アジア開発銀行の負う開発任務の達成にとって重要な要素である。

アジア開発銀行の五大出資国は、日本および米国（各々、総投票権数の15.6%を保有）、中国（6.4%）、インド（6.3%）およびオーストラリア（5.8%）である。アジア開発銀行の23の加盟国はまた、経済協力開発機構（OECD）加盟国であり、応募済資本総額の64.5%、総投票権数の58.5%を保有する。

### 資本

アジア開発銀行の加盟国は、資本のうち548億9,000万米ドルについて応募している。かかる応募済資本のうち38億6,100万米ドルが払込済みであり、残額については払込請求を行うことができる。資本の請求払部分は債務の返済に必要な場合に利用することができ、そのため、アジア開発銀行の借入れおよび保証の究極的な裏付けとなっている。貸付資金を調達するために請求払資本の払込請求を行うことはできない。アジア開発銀行の資本には、合計114億9,200万米ドルの準備金が含まれている。

### 借入れ

アジア開発銀行の未返済借入れ（スワップ前）356億7,200万米ドルは、20種の通貨により構成されている。アジア開発銀行の新しい借入方針は、未返済借入れの合計額を、借入を行っていない加盟国の請求払資本、払込資本、および準備金（剰余金を含む。）の合計を上回らないよう制限することである。2008年12月31日現在のアジア開発銀行の未返済借入れ総額は、かかる上限の80.9%であった。

### 純利益

アジア開発銀行は、その設立以来毎年純利益を計上し、一貫して黒字を続けている。2008年度の純利益は、2007年度の7億6,500万米ドルに対して11億2,600万米ドルとなったが、これは平均収益資産に関する年間利益率2.24%（2007年度は1.79%）に相当する。財務会計基準（FAS）第133/159号に係る調整前の2008年度の純利益は、2007年度の7億1,100万米ドルに対して7億米ドルであり、これは平均収益資産に関する年間利益率1.39%（2007年度は1.66%）に相当した。

### 貸付ポートフォリオ

アジア開発銀行の通常業務における貸付約定残高は、合計564億9,900万米ドルであった。アジア開発銀行の通常業務における貸付けのうち、93.4%は公共部門（加盟国および（関係加盟国の保証が付された）政府系企業またはその他の公共事業主）に対して行われるソブリン融資であり、6.6%は非ソブリン融資であって、民間企業、金融機関、および選ばれた非ソブリン公共事業主に対して行われている。アジア開発銀行は、かかる通常業務におけるソブリン

融資において、これまでに元本の損失を被ったことはなく、また、債務の繰延べに関する約定は締結しない立場を維持している。アジア開銀のソブリン融資に係る貸付金の返済は時々遅延することがあるが、これらの遅延はアジア開銀の業務にとって重要ではない。2008年12月31日現在の不稼働の貸付金合計は200万米ドルであり、通常資本財源貸付金残高合計の0.006%であった。アジア開銀は、実行された貸付、承認済み出資およびアジア開銀の保証ポートフォリオに基づいてアジア開銀が請求をうける可能性のある最大額の合計額が、アジア開銀の減損していない応募済資本、準備金および剰余金の合計を上回らないように制限することをその新しい貸付方針としている。2008年12月31日現在、実行された貸付、承認済み出資およびアジア開銀の保証ポートフォリオに基づいてアジア開銀が請求をうける可能性のある最大額の合計額は、かかる上限の55.7%に相当する額であった。

## リスク管理

アジア開銀は、各種の通貨建ての債務をそれらと同一の通貨建ての資産と対応させ、かつ、準備金の通貨構成と未返済の貸付けの通貨構成とを一致させることにより、為替リスクの回避に努めている。アジア開銀は、借入コストの削減、投資利益の確保および貸借対照表上のリスク管理のため、その借入業務に関してデリバティブ（通貨スワップおよび金利スワップを含む。）を利用している。通貨スワップに基づき受領できる元本額および支払われるべき元本額の総額はそれぞれ217億6,200万米ドルおよび230億4,300万米ドルである。金利スワップの想定元本の総額は133億9,900万米ドルである。スワップに係る信用エクスポージャーを管理するため、アジア開銀は取引相手方の信用格付の要件を定めている。さらに、アジア開銀は2004年1月以降の全てのスワップに担保支援要件を付けている。

（上記の情報は、アジア開銀のインフォメーション・ステイトメント（2009年4月13日付）（英文）より抜粋されたものです。かかるインフォメーション・ステイトメントの他の部分に記載される詳細な情報および財務書類と併せてお読みくださいますようお願いいたします。）

## 最近の動向

アジア開銀総務会は2009年4月29日、アジア開銀の200%増資を授権する第336号決議を採択した。アジア開銀の各加盟国は2010年12月31日まで、増資の各割当分を引受けることができる。

2009年5月5日、アジア開銀総務会は2008年度の通常資本財源純利益に関し、以下を承認した。

- a) 2008年12月31日現在の未実現利益4億2,700万米ドルを累積再評価調整金に追加
- b) 2008年12月31日現在の貸倒引当金調整額2億9,810万米ドルを貸倒引当金に追加
- c) 通常準備金へ2億6,140万米ドルの割当て
- d) アジア開発基金へ1億2,000万米ドルの割当て
- e) 技術支援特別基金へ2,300万米ドルの割当て

アジア開銀の加盟国の2008年12月31日現在の資本に対する応募および投票権は以下のとおりである。

(単位：千米ドル (持分数、票数および割合を除く。))

加盟国	応募済資本					投票権	
	持分数	合計に占める割合 (%)	持分の額面価額			票数	合計に占める割合 (%)
域内			合計	請求払	払込済		
アフガニスタン	1,195	0.034	18,496	12,584	5,913	14,427	0.325
アルメニア	10,557	0.298	163,402	151,918	11,485	23,789	0.537
オーストラリア	204,740	5.773	3,168,986	2,947,061	221,925	217,972	4.917
アゼルバイジャン	15,736	0.444	243,563	226,429	17,134	28,968	0.653
バングラデシュ	36,128	1.019	559,193	520,033	39,160	49,360	1.114
ブータン	220	0.006	3,405	3,049	356	13,452	0.303
ブルネイ・ダルサラーム国	12,462	0.351	192,888	179,329	13,559	25,694	0.580
カンボジア	1,750	0.049	27,087	22,474	4,612	14,982	0.338
中国	228,000	6.429	3,529,007	3,281,806	247,201	241,232	5.442
クック諸島	94	0.003	1,455	1,362	93	13,326	0.301
フィジー諸島	2,406	0.068	37,240	34,625	2,616	15,638	0.353
グルジア	12,081	0.341	186,991	173,850	13,141	25,313	0.571
香港	19,270	0.543	298,263	277,368	20,895	32,502	0.733
インド	224,010	6.317	3,467,249	3,224,444	242,805	237,242	5.352
インドネシア	192,700	5.434	2,982,630	2,773,768	208,861	205,932	4.646
日本	552,210	15.571	8,547,162	7,948,593	598,569	565,442	12.756
カザフスタン	28,536	0.805	441,683	410,742	30,941	41,768	0.942
キリバス	142	0.004	2,198	2,043	155	13,374	0.302
韓国	178,246	5.026	2,758,909	2,565,727	193,182	191,478	4.320
キルギス	10,582	0.298	163,789	152,320	11,469	23,814	0.537
ラオス	492	0.014	7,615	6,795	820	13,724	0.310
マレーシア	96,350	2.717	1,491,315	1,386,869	104,446	109,582	2.472
モルジブ	142	0.004	2,198	2,043	155	13,374	0.302
マーシャル諸島	94	0.003	1,455	1,362	93	13,326	0.301
ミクロネシア	142	0.004	2,198	2,043	155	13,374	0.302
モンゴル	532	0.015	8,234	7,662	573	13,764	0.310
ミャンマー	19,270	0.543	298,263	277,368	20,895	32,502	0.733
ナウル	142	0.004	2,198	2,043	155	13,374	0.302
ネパール	5,202	0.147	80,517	74,868	5,650	18,434	0.416
ニュージーランド	54,340	1.532	841,080	782,186	58,894	67,572	1.524
パキスタン	77,080	2.174	1,193,052	1,109,501	83,551	90,312	2.037
パラオ	114	0.003	1,765	1,641	124	13,346	0.301
パプア・ニューギニア	3,320	0.094	51,387	47,812	3,575	16,552	0.373
フィリピン	84,304	2.377	1,304,866	1,213,499	91,367	97,536	2.200
サモア	116	0.003	1,795	1,610	186	13,348	0.301
シンガポール	12,040	0.340	186,356	173,308	13,048	25,272	0.570
ソロモン諸島	236	0.007	3,653	3,405	248	13,468	0.304
スリランカ	20,520	0.579	317,611	295,369	22,242	33,752	0.761
台湾	38,540	1.087	596,526	554,766	41,760	51,772	1.168
タジキスタン	10,134	0.286	156,855	145,819	11,036	23,366	0.527
タイ	48,174	1.358	745,642	693,419	52,223	61,406	1.385
東ティモール	350	0.010	5,417	5,030	387	13,582	0.306
トンガ	142	0.004	2,198	2,043	155	13,374	0.302
トルクメニスタン	8,958	0.253	138,653	128,902	9,751	22,190	0.501
トゥバル	50	0.001	774	712	62	13,282	0.300
ウズベキスタン	23,834	0.672	368,905	343,072	25,833	37,066	0.836
バヌアツ	236	0.007	3,653	3,405	248	13,468	0.304
ベトナム	12,076	0.341	186,914	165,476	21,437	25,308	0.571
域内合計	2,247,995	63.390	34,794,691	32,341,552	2,453,140	2,883,131	65.040

域外								
オーストリア	12,040	0.340	186,356	173,308	13,048	25,272	0.570	
ベルギー	12,040	0.340	186,356	173,308	13,048	25,272	0.570	
カナダ	185,086	5.219	2,864,780	2,664,168	200,612	198,318	4.474	
デンマーク	12,040	0.340	186,356	173,308	13,048	25,272	0.570	
フィンランド	12,040	0.340	186,356	173,308	13,048	25,272	0.570	
フランス	82,356	2.322	1,274,714	1,185,437	89,278	95,588	2.156	
ドイツ	153,068	4.316	2,369,202	2,203,277	165,925	166,300	3.752	
アイルランド	12,040	0.340	186,356	173,246	13,110	25,272	0.570	
イタリア	63,950	1.803	989,824	920,498	69,326	77,182	1.741	
ルクセンブルク	12,040	0.340	186,356	173,246	13,110	25,272	0.570	
オランダ	36,294	1.023	561,762	522,432	39,330	49,526	1.117	
ノルウェー	12,040	0.340	186,356	173,308	13,048	25,272	0.570	
ポルトガル	12,040	0.340	186,356	173,246	13,110	25,272	0.570	
スペイン	12,040	0.340	186,356	173,308	13,048	25,272	0.570	
スウェーデン	12,040	0.340	186,356	173,308	13,048	25,272	0.570	
スイス	20,650	0.582	319,623	297,226	22,397	33,882	0.764	
トルコ	12,040	0.340	186,356	173,308	13,048	25,272	0.570	
英国	72,262	2.038	1,118,478	1,040,159	78,319	85,494	1.929	
米国	552,210	15.571	8,547,162	7,948,593	598,569	565,442	12.756	
域外合計	1,298,316	36.610	20,095,465	18,687,995	1,407,470	1,549,724	34.960	
合計	3,546,311	100.000	54,890,156	51,029,546	3,860,610	4,432,855	100.000	

注：四捨五入により、合計は計数の総和と一致しない場合がある。

(この販売説明書は、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したものではなく、日本国の投資家の便宜のために、当該投資家の投資判断に必要と思われる範囲で、関連情報を翻訳または記載したものです。)

アジア開銀の2008年12月31日に終了した2年間に関する通常資本財源の財務書類（注記は除く。）は以下のとおりである。

### 貸借対照表

（単位：千米ドル）

	資 産			
	2008年12月31日現在		2007年12月31日現在	
銀行預金		142,238		108,821
投 資				
政府および政府保証債務	6,485,000		2,343,130	
定期預金	1,481,370		7,491,886	
その他証券	<u>7,446,149</u>	15,412,519	<u>3,461,927</u>	13,296,943
買い戻し契約に基づく譲渡債券		309,358		5,041,387
売り戻し契約に基づく購入債券		511,756		427,132
貸付金残高 （財務会計基準第133号移行調整分（2008年：451千米ドル、2007年：538千米ドル）および未償却先取手数料純額（2008年：68,262千米ドル、2007年：42,130千米ドル）を含む。）				
ソブリン	34,256,740		29,008,793	
非ソブリン	<u>1,662,494</u>		<u>1,289,129</u>	
	35,919,234		30,297,922	
差引－貸倒引当金	<u>9,174</u>	35,910,060	<u>15,043</u>	30,282,879
株式投資		641,427		808,157
未収収益				
投資関連	131,880		143,785	
貸付関連	<u>299,184</u>	431,064	<u>320,514</u>	464,299
加盟国からの未収金 譲渡不能・無利息の要求払債務		144,514		174,805
スワップに係る未収金				
借入	23,831,087		17,968,867	
その他	<u>882,793</u>	24,713,880	<u>512,089</u>	18,480,956
その他の資産				
不動産、家具、設備	158,235		154,239	
投資関連未収金	229,390		138,149	
借入の未償却（発行）経費	2,781		58,869	
その他	<u>114,530</u>	504,936	<u>112,536</u>	463,793
合 計		<b>78,721,752</b>		<b>69,549,172</b>

(単位：千米ドル)

## 負債、資本および準備金

	2008年12月31日現在		2007年12月31日現在	
借入				
償却後原価	4,627,521		28,615,661	
公正価値	<u>31,012,976</u>	35,640,497	<u>2,954,704</u>	31,570,365
借入の未払利息		385,949		388,935
スワップに係る未払金				
借入	24,867,815		16,936,964	
その他	<u>1,198,781</u>	26,066,596	<u>583,320</u>	17,520,284
債券買い戻し契約に基づく未払金		301,759		5,092,316
未払金その他債務				
投資関連未払金	275,066		230,114	
技術援助計画未実行分	10,489		2,318	
未払年金および退職後医療給付費用	635,300		368,284	
その他	<u>136,626</u>	1,057,481	<u>121,686</u>	722,402
負債合計		<u>63,452,282</u>		<u>55,294,302</u>
資本および準備金				
資本				
授権および応募済資本				
(2008年および2007年:				
SDR35,463,110,000)	54,890,156		55,977,810	
差引-応募済資本の「請求払」相当分	<u>51,029,546</u>		<u>52,040,702</u>	
応募済資本の「払込」相当分	3,860,610		3,937,108	
差引-期限未到来分割拋出金	<u>9,848</u>		<u>19,664</u>	
期限到来済分割拋出金	3,850,762		3,917,444	
差引-アジア開発基金への資本移転	<u>73,691</u>		<u>75,151</u>	
	3,777,071		3,842,293	
保有通貨の価値維持に必要な名目金額(純額)	(564,383)		(661,197)	
通常準備金	9,532,487		9,245,332	
特別準備金	209,723		202,847	
貸倒引当金	195,062		182,100	
剰余金	894,594		616,300	
累積再評価調整金	(23,336)		(110,959)	
財務会計基準第157/159号による調整の累積影響額	227,500		-	
割当て後の純利益	1,119,473		760,174	
その他収入累積総額	<u>(98,721)</u>	15,269,470	<u>177,980</u>	14,254,870
合計		<u>78,721,752</u>		<u>69,549,172</u>

## 損 益 計 算 書

(単位：千米ドル)

	2008年12月31日に終了した1年間	2007年12月31日に終了した1年間
収 入		
貸付収益		
利 息	1,316,105	1,385,036
約定手数料	59,668	55,206
その他	(17,792)	2,096
	1,357,981	1,442,338
投資収益		
利 息	677,175	683,212
保証収益	6,876	5,049
株式投資収益	3,737	58,897
その他収益－純額	18,685	18,835
収入合計	2,064,454	2,208,331
支 出		
借入および関連費用	1,208,391	1,389,778
一般管理費	141,047	127,327
加盟諸国向け技術援助	8,357	(683)
損失引当金	(3,467)	(579)
その他支出	6,272	3,998
支出合計	1,360,600	1,519,841
正味実現利益 (損失)		
貸付	525	3,980
投資	(24,837)	(2,801)
株式投資	(3,884)	21,793
借入	70	(106)
その他	30	39
正味実現 (損失) 利益	(28,096)	22,905
正味未実現利益	450,591	53,828
当期純利益	1,126,349	765,223

## キャッシュフロー計算書

(単位：千円ドル)

	2008年12月31日に 終了した1年間	2007年12月31日に 終了した1年間
<b>営業活動のキャッシュフロー</b>		
受取利息その他貸付手数料	1,230,411	1,202,933
受取投資利息	633,155	635,459
売り戻し契約対象購入債券からの受取利息	5,634	17,080
支払利息その他金融経費	(913,351)	(1,236,490)
支払一般管理費	(118,517)	(95,784)
技術援助実行分	(136)	(1,477)
その他－純額	49,153	13,452
営業活動における現金受取純額	886,349	535,173
<b>投資活動のキャッシュフロー</b>		
投資の売却	7,979,848	8,205,482
投資の満期償還	152,126,260	176,587,583
投資の購入	(162,198,163)	(184,797,477)
先物契約受取(支払)純額	1,082	(372)
売り戻し契約対象購入債券からの受取(支払)純額	(61,122)	1,990
貸付元本回収	1,919,052	1,454,419
貸付実行	(6,340,161)	(5,074,927)
通貨および金利スワップ純額	2,097	(8,329)
取得不動産、家具、設備	(20,302)	(9,569)
株式投資の購入	(125,697)	(115,603)
株式投資売却	53,550	112,107
投資活動における現金使用純額	(6,663,556)	(3,644,696)
<b>財務活動のキャッシュフロー</b>		
新規借入の純受取額	11,803,386	11,874,946
借入金返済(償還)	(6,301,308)	(9,137,838)
期限到来済資本拠出受取 <sup>(1)</sup>	4,618	4,618
債券発行経費支払	(13,030)	(30,506)
加盟諸国要求払債務受取	9,255	8,068
通貨および金利スワップ純額	408,500	368,067
A D F への移転資金	(40,000)	(40,000)
T A S F への移転資金	(23,000)	-
C C F への移転資金	(40,000)	-
R C I F からの移転資金	-	(40,000)
財務活動における現金受取純額	5,808,421	3,007,355
銀行預金の為替換算率変更による変動	2,203	5,571
銀行預金純(減少)増加	33,417	(96,597)
年初銀行預金	108,821	205,418
年末銀行預金	142,238	108,821
<b>営業活動における現金受取純額に対する純利益の調整：</b>		
純利益	1,126,349	765,223
営業活動による現金受取純額に対する純利益調整のための修正：		
減価償却および割賦償却	301,985	81,127
損失引当金戻入れ	(3,466)	(579)
投資およびその他借入による実現損失(利益)純額	19,963	(18,886)
株式投資持分法による損失(利益)	12,160	(47,827)
正味未実現利益	(450,590)	(53,828)
貸付、投資およびその他スワップによる未収収益の変動	(116,103)	(252,022)
A D F からの未収金の変動－一般管理費の割当分	(2,973)	(2,902)
借入およびスワップ経過利息、ならびにその他経費の変動	224,249	144,002
技術援助計画未実行分	8,170	(2,409)
年金および退職後給付債務	(259,835)	(60,171)
その他－純額	26,440	(16,555)
営業活動における現金受取純額	886,349	535,173

注(1) 非現金財務活動に関する補足開示：さらに、加盟国から総額 2,726 千円ドル (2007 年：2,738 千円ドル) の譲渡不能・無利息の要求払約束手形を受領した。



資本および準備金変動表

2007年12月31日に終了した年度

(単位：千米ドル)

	資本金	価値維持 名目必要額 (純額)	通常 準備金	特別 準備金	貸倒 引当金	剰余金	累積再評 価調整金	割当後の 純利益	その他 収入 総累積額	合計
残高— 2007年1月1日	3,652,800	(672,899)	8,993,737	197,799	130,100	330,117	27,519	565,886	(82,160)	13,142,899
2007年総収入								765,223	260,140	1,025,363
特別準備金への保 証手数料の割当 て				5,049				(5,049)		-
払込資本の SDR 価 格の変化	185,667									185,667
期限未到来分割拋 出資本の変化	(2,889)									(2,889)
当年度の追加払込 資本	10,242									10,242
アジア開発基金へ 移転した資本の SDR 価格の変化	(3,527)									(3,527)
価値維持のための 名目額の変動		11,702								11,702
通常準備金、貸倒 引当金および剰 余金への 2006 年純利益の割当 ておよび累積再 評価調整金から の移転			286,183		52,000	286,183	(138,479)	(485,886)		-
ADF および RCIF へ の 2006 年純利 益の割当て								(80,000)		(80,000)
資本金の SDR 価格 変化に伴う通常 準備金への取崩 し			(34,587)							(34,587)
残高— 2007年12月31日	3,842,293	(661,197)	9,245,332	202,847	182,100	616,300	(110,959)	760,174	177,980	14,254,870

2008年12月31日に終了した年度

(単位：千米ドル)

	資本金	価値維持 名目必要額 (純額)	通常 準備金	特別 準備金	貸倒 引当金	剰余金	累積再評 価調整金	割当後の 純利益	その他 収入 総累積額	合計
残高— 2007年12月31日	3,842,293	(661,197)	9,245,332	202,847	182,100	616,300	(110,959)	760,174	177,980	14,254,870
財務会計基準第 157/159号によ る調整の累積影 響額								227,500		227,500
2008年総収入 特別準備金への保 証手数料の割当 て				6,876				1,126,349 (6,876)	(276,701)	849,648 -
払込資本の SDR 価 格の変化	(74,035)									(74,035)
期限未到来分割抛 出資本の変化	7,353									7,353
当年度の追加払込 資本										-
アジア開発基金へ 移転した資本の SDR 価格の変化	1,460									1,460
価値維持のための 名目額の変動		96,814								96,814
通常準備金、貸倒 引当金および剰 余金への2007年 純利益の割当て ならびに累積再 評価調整金から の移転			278,294		12,962	278,294	87,623	(657,174)		-
通常準備金、貸倒 引当金および剰 余金への2007年 純利益の割当て ならびに累積再 評価調整金への 移転								(103,000)		(103,000)
資本金の SDR 価格 変化に伴う通常 準備金への取崩 し			8,860							8,860
残高— 2008年12月31日	3,777,071	(564,383)	9,532,487	209,723	195,062	894,594	(23,336)	1,346,973	(98,721)	15,269,470

注：四捨五入により、残高は計数の総和と一致しない場合がある。